

3 基本的な通告（連絡）ルート

- 下記の通告ルートは比較的軽微なケースを想定しています。
- 緊急を要する場合（前ページ※1参照）は直ちに児童相談所へ通告してください。



※4 公立及び私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校。市町村立以外の学校等は、当該幼児・児童・生徒が居住する市町村福祉担当部局へ通告してください。

4 各市町村福祉担当部局連絡先

・前橋市子育て支援課	027(220)5702	・下仁田町健康課	0274(64)8803
・高崎市こども家庭課	027(321)1315	・南牧村保健福祉課	0274(87)2011
・桐生市子育て支援課	0277(43)2000	・甘楽町健康課	0274(67)7655
・伊勢崎市子育て支援課	0270(27)2798	・中之条町住民福祉課	0279(75)8825
・太田市こども課	0276(47)1911	・長野原町町民生活課	0279(82)2246
・沼田市こども課	0278(23)2111	・嬭恋村住民福祉課	0279(96)0515
	【内77257】	・草津町健康推進課	0279(88)5797
・館林市こども福祉課	0276(72)4111	・高山村保健みらい課	0279(63)1311
	【内671】	・東吾妻町保健福祉課	0279(26)5603
・渋川市こども課	0279(22)2415	・片品村保健福祉課	0278(58)4020
・藤岡市こども課	0274(40)2268	・川場村健康福祉課	0278(52)2111
・富岡市こども課	0274(62)1511	・昭和村保健福祉課	0278(24)5111
	【内1162】		【内131】
・安中市こども課	027(382)1111	・みなかみ町子育て健康課	0278(25)5009
	【内1161】	・玉村町子ども育成課	0270(64)7719
・みどり市こども課	0277(76)0995	・板倉町福祉課	0276(82)1111
・榛東村住民生活課	0279(54)2211	・明和町介護福祉課	0276(84)3111
	【内133】	・千代田町健康子ども課	0276(86)5411
・吉岡町健康福祉課	0279(26)2248	・大泉町こども課	0276(63)3111
・上野村保健福祉課	0274(59)2309		【内353】
・神流町保健福祉課	0274(58)2111	・邑楽町子ども支援課	0276(47)5044
	【内311】		

5 県内児童相談所連絡先

・中央児童相談所	027(261)1000	管轄：前橋市、伊勢崎市、佐波郡
・中央児童相談所 (北部支所)	0279(20)1010	管轄：沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
・西部児童相談所	027(322)2498	管轄：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
・東部児童相談所	0276(31)3721	管轄：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡

市町村や児童相談所へ通告する場合には、できるだけ午前中（遅くとも当該幼児児童生徒を帰宅させる前）に連絡をお願いいたします。



児童虐待から 子どもたちを守るために

— 学校・教職員の役割 —

★ 早期に通告することは、
子どもや保護者の
保護や支援につながります。



群馬県のマスコット
ぐんまちゃん

- 児童虐待の防止等に関する法律
 - 第5条第1項：学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを（要旨） 自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
 - 第6条第1項：児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、（要旨） 市町村若しくは児童相談所等に通告しなければならない。

平成31年2月
群馬県教育委員会

児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応を！



対応にあたっては、学校を所管する教育委員会への報告・連絡・相談が不可欠です。

1 児童虐待の定義と発見のポイント

児童虐待は、以下の4つに分類されます。これらは単独ではなく、重複して現れることもあります。

身体的虐待

- 殴る、けるなどの暴力をふるう
- やけどを負わせる
- 室内に拘束する 等

発見のポイント

- 子どもの姿や言動から
 - 不自然な傷・あざが見られる
 - 衣服等で隠れた部位に傷・あざが見つかる
 - たばこや熱湯によるやけどが見られる
 - けが等の理由の説明が不自然である
 - 子どもと保護者の説明が矛盾する 等

性的虐待

- 性的行為を強要する
- わいせつ画像の被写体にする
- わいせつ画像を見せる 等

発見のポイント

- 子どもの姿や言動から
 - 身体接触を異常に怖がる
 - 着替える時に不安な様子が見られる
 - 性的事象へ異常な関心または嫌悪を示す 等

心理的虐待

- 言葉で脅迫する
- 無視したり差別的に扱ったりする
- 頻繁に家庭内暴力を行う 等

発見のポイント

- 子どもの姿や言動から
 - 極端な体重の増減が見られる
 - 自傷行為が見られる
 - 攻撃的な言動が見られる
 - 大人に対して妙にへりくだっている 等

ネグレクト

- 食事を与えない
- 着替えや入浴をさせない
- 病気なのに受診させない 等

発見のポイント

- 子どもの姿や言動、家庭の様子から
 - 体や衣服が不潔な状態である
 - 給食等に対して異常に執着する
 - 子どもに対して無関心である
 - 家の中が極端に不衛生である
 - 医師に受診させない 等

4つの虐待に共通する発見のポイント

- 欠席や遅刻が増える
- 表情に不安な様子が見られる
- 表情や言動に急激な変化が見られる
- 周囲との接触を拒み、孤立する
- 教職員に強く依存する
- 家に帰りたがらない
- 家庭のことに触れたがらない
- 保護者が子どもに対して威圧的に接する 等

2 対応のポイント

虐待の兆候をつかむ

- 左の「発見のポイント」の項目に該当する子どもが見られる。
- 家庭や地域等から情報が寄せられる。

① 管理職へ報告

- 校長（園長）は、情報収集や組織的な対応を指示する。
- 教頭を中心に、対応の記録を集積する。
- この段階で明らかに緊急を要する場合※1は、直ちに校長（園長）※2が「児童相談所」へ通告する。

② 情報収集

- 複数の目で情報を収集※3する。（子どもとの対話、観察、家庭訪問 等）

③ 情報共有と現状把握

- 校内サポートチームで、収集した情報を分析し共有を図る。
- 虐待が疑われている子どもや保護者の現状を把握する。

④ 通告（相談）

- 虐待が疑われる場合は、校長（園長）※2が「市町村福祉担当部局」等へ通告する。

⑤ 保護と支援

- 最寄りの「市町村福祉担当部局」や「児童相談所」からの指示・依頼・助言に基づき、子どもや保護者への支援策を検討する。
- 子どもや保護者と接する機会を増やし、積極的に支援する。
- 周囲の子どもたちにも配慮する。

- ◎ 日常的な観察・連携
 - 養護教諭との連携
 - スクールカウンセラーとの連携
 - スクールソーシャルワーカーとの連携
 - 家庭との緊密な連絡
 - 地域との連携
 - 校医との連携 等
- ◎ 「発見のポイント」の活用
 - <学校における観察>
 - 授業中、給食中
 - 課外活動中、面談
 - 身体測定 等
 - <保護者の様子の観察>
 - 保護者の子どもへの接し方
 - 親子の会話の様子 等

- 関係する学校や「主任児童委員」等との情報共有

- ◎ 最寄りの
 - 市町村福祉担当部局
 - 主任児童委員
 - 児童相談所
 - 保健所、保健センター
 - 警察
 - 医療機関 等

- ◎ 最寄りの
 - 市町村福祉担当部局 等

- 関係機関等との継続的な連携

- 「要保護児童対策地域協議会」等からの要請に基づく個別ケース検討会への参加 等

関係機関等との連携

※1 子どもを家に帰すことが危険な状況（子どもと保護者を分離する必要があると思われる状況）。
①性的虐待の疑い、②保護者の説明とやけどの形状が一致しないなど、受傷経緯に疑いがもたれるやけど、
③特に幼い児童への顔面の傷・あざ、④度重なる暴力が疑われる傷・あざ、⑤保護者の暴力などにより子どもが帰宅を恐れている場合、⑥その他子どもを帰宅させることにより生命の危険が危ぶまれる場合 等

※2 校長（園長）不在の場合、誰が通告を行うか、役割分担をしておくことが大切です。

※3 子どもから聞き取りを行う際には、誘導的な質問にならないよう注意が必要です。また、身体的虐待の場合は、受傷状況の写真を撮影しておくことが大切です。